

## 山口県障害福祉施設整備費補助金交付要綱

	平成20(2008年)	3月31日
	平19障害者支援第2507号	
一部改正	平成22(2010年)	12月6日
	平22障害者支援第1110号	
一部改正	平成23(2011年)	8月30日
	平23障害者支援第668号	
一部改正	平成24(2012年)	8月20日
	平24障害者支援第590号	
一部改正	平成25(2013年)	5月1日
	平25障害者支援第171号	
一部改正	平成25(2013年)	8月15日
	平25障害者支援第525号	
一部改正	平成26(2014年)	3月31日
	平25障害者支援第1298号	
一部改正	平成26(2014年)	11月27日
	平26障害者支援第751号	
一部改正	平成27(2015年)	11月6日
	平27障害者支援第628号	
一部改正	平成28(2016年)	10月4日
	平28障害者支援第529号	
一部改正	平成29(2017年)	2月6日
	平28障害者支援第802号	
一部改正	平成29(2017年)	9月13日
	平29障害者支援第395号	
一部改正	平成30(2018年)	6月25日
	平30障害者支援第274号	
一部改正	平成31(2019年)	3月11日
	平30障害者支援第1308号	
一部改正	令和元(2019年)	8月26日
	平31障害者支援第350号	
一部改正	令和2(2020年)	10月30日
	令2障害者支援第568号	
一部改正	令和3(2021年)	8月3日
	令3障害者支援第317号	
一部改正	令和4(2022年)	6月28日
	令4障害者支援第222号	
一部改正	令和5(2023年)	2月1日
	令4障害者支援第948号	

(趣旨)

第1条 この要綱は、山口県障害福祉施設整備費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、山口県補助金等交付規則（平成18年山口県規則第138号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）の規定に基づき、社会福祉法人等（以下「法人等」という。）が整備する施設整備に要する費用の一部を補助することにより、施設入所者等の福祉の向上を図ることを目的とする。

(交付の対象及び補助率等)

第3条 補助金の交付の対象となる施設の区分は、別表1に定めるとおりとする。

2 補助金の交付の対象となる施設整備は、別表2に定める整備区分ごとに掲げる整備内容とする。

3 補助金の交付の対象となる施設の種類及び補助率等は、別表3に定めるとおりとする。

4 前項の規定に関わらず、別表4に掲げる施設については、社会福祉施設等の立地に関する指導要綱（平成22年7月12日平22厚政第442号）第11条第1項各号のいずれかに該当する場合、交付の対象としないものとする。ただし、同条第2項に規定する場合は、この限りでない。

5 補助金の交付額の算定方法及び算定基準は、別表5に定めるとおりとする。なお、算出された交付額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付の条件)

第4条 この補助金の交付の決定には、次の条件を付すものとする。

(1) 補助事業に要する経費の配分の変更をする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。

(2) 補助事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。

ア 建物の規模又は構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）

イ 建物等の用途

ウ 入所定員又は利用定員

(3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに知事の承認を受けなければ

ばならない。

- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額 0 円の場合を含む。）は、別記第 5 号様式の様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度 6 月 30 日までに知事に報告しなければならない。

なお、法人等が全国的に事業を展開する組織の支部又は一支社及び一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、知事に報告があった結果、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に納付しなければならない。

- (8) 補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- (9) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (10) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (11) 補助金の対象経費に対して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金並びに公益財団法人 J K A 若しくは公益財団法人日本財団の補助金の交付を重複して受けてはならない。
- (12) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適化法施行令」という。）第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。

なお、知事の承認を受けて財産を処分することにより、収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

- (13) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確

定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

（交付の申請）

第5条 規則第3条第1項の申請書は、別記第1号様式によらなければならない。

2 規則第3条第1項の知事が定める期日は、別途通知するものとする。

（補助事業の変更等に係る承認の申請）

第6条 規則第8条第1項の申請書は、別記第2号様式によらなければならない。

2 規則第8条第1項ただし書の知事が定める軽微な変更は、施設の機能を著しく変更しない程度の変更とする。

ただし、別表4に掲げる施設の設置場所の変更については、軽微な変更に該当しないものとする。

（実績報告）

第7条 規則第11条の実績報告書は、別記第3号様式によらなければならない。

2 第1項の実績報告書は、補助事業が完了した日から20日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。

（補助金の交付）

第8条 法人等は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第4号様式により請求書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による請求書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付する。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成22年12月6日から施行し、施行の日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成23年8月30日から施行し、施行の日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成24年8月20日から施行し、施行の日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成25年5月1日から施行し、施行の日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成25年8月15日から施行し、施行の日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成26年3月31日から施行し、施行の日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成26年11月27日から施行し、施行の日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成27年11月6日から施行し、施行の日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成28年10月4日から施行し、施行の日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成29年2月6日から施行し、施行の日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成29年9月13日から施行し、施行の日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行し、施行の日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成31年2月7日から施行し、施行の日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行し、施行の日から適用する。

附 則

1 この要綱は、令和2年10月30日から施行し、施行の日から適用する。

附 則

1 この要綱は、令和3年8月3日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、令和4年6月28日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、令和5年2月1日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、令和5年12月14日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

### 別表1（第3条関係）

#### 施設の区分

区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類
(1) 障害者総合支援法第5条第1項に基づく障害福祉サービス事業（同条第6項に規定する療養介護、同条第7項に規定する生活	障害福祉サービス事業所 障害者支援施設		

<p>介護、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援若しくは同条第14項に規定する就労継続支援に限る。)を行う施設(以下「障害福祉サービス事業所」という。)並びに同条第11項に規定する障害者支援施設</p>			
<p>(2) 障害者総合支援法第5条第2項に規定する居宅介護、同条第3項に規定する重度訪問介護、同条第4項に規定する同行援護、同条第5項に規定する行動援護(以下「居宅介護」という。)、同条第8項に規定する短期入所、同条第15項に規定する就労定着支援、同条第16項に規定する自立生活援助、同条第17項に規定する共同生活援助及び同条第18項に規定する相談支援を行う事業所</p>	<p>居宅介護事業所          重度訪問介護事業所          同行援護事業所          行動援護事業所          (以下「居宅介護事業所」という。)          短期入所事業所          就労定着支援事業所          自立生活援助事業所          共同生活援助事業所          相談支援事業所</p>		
<p>(3) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第5条第1項に基づく身体障害者社会参加支援施設(補装具製作施設、盲導犬訓練施設及び視聴覚障害者情報提供施設に限る。)</p>	<p>身体障害者社会参加支援施設</p>	<p>補装具製作施設          盲導犬訓練施設          視聴覚障害者情報提供施設</p>	<p>点字図書館          聴覚障害者情報提供施設</p>
<p>(4) 障害者総合支援法第5条第28項に基づく福祉ホーム</p>	<p>福祉ホーム</p>		

<p>(5) 平成17年10月5日社援発第1005010号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて」に基づく応急仮設施設</p>	<p>応急仮設施設</p>		
<p>(6) 上記以外の施設であつて、当該施設について国が当該施設の設置及び運営についての基準を定めており、かつ、厚生労働大臣が特に整備の必要性を認めるもの</p>	<p>その他施設</p>		

別表2（第3条関係）

整備区分

(1) 別表第1の第1号及び第3号に掲げる施設（以下「障害福祉サービス事業所等」という。）並びに障害福祉サービス事業所等に係る第5号の施設の場合

整備区分	整備内容
創設	新たに施設を整備すること。
増築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。
改築	既存施設の改築整備（一部改築並びに倒壊等の危険性のある障害者施設等の耐震化及び津波対策としての高台への移転を図るための改築（以下「耐震化等整備」という。）を含む。以下同じ。）をすること。
大規模修繕等	既存施設等について平成17年10月5日社援発第1005006号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」及び平成28年11月18日社援発1118第3号厚生労働省社会・援護局長通知「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」により整備をすること。
スプリンクラー設備等整備	平成17年10月5日社援発第1005007号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」により整備をすること。

老朽民間社会福祉施設整備	社会福祉法人が設置する施設について平成17年10月5日社援発第1005005号厚生労働省社会・援護局長通知「老朽民間社会福祉施設の整備について」により改築整備（一部改築を含む。）をすること。
応急仮設施設整備	平成17年10月5日社援発第1005010号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて」により整備をすること。
避難スペース整備 （身体障害者社会参加支援施設の施設整備を除く。）	平成25年2月26日障発0226第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「社会福祉施設等施設整備費における在宅障害者向け避難スペース整備の取扱いについて」により避難スペース整備をすること。

（2）別表第1の第2号に掲げる施設並びに同号の施設に係る第5号の施設の場合

整備区分	整備内容
創設	新たに施設を整備すること。
増築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。
改築	既存施設の改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること。
大規模修繕等	既存施設等について平成17年10月5日社援発第1005006号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」及び平成28年11月18日社援発1118第3号厚生労働省社会・援護局長通知「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」により整備をすること。
応急仮設施設整備	平成17年10月5日社援発第1005010号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて」により整備をすること。
避難スペース整備 （居宅介護事業所及び相談支援事業所の施設整備を除く。）	平成25年2月26日障発0226第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「社会福祉施設等施設整備費における在宅障害者向け避難スペース整備の取扱いについて」により避難スペース整備をすること。



(3) 別表第1の第4号に掲げる施設の場合

整備区分	整備内容
大規模修繕等	既存施設について平成28年11月18日社援発1118第3号厚生労働省社会・援護局長通知「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」により整備をすること。
スプリンクラー設備等整備	平茂17年10月5日社援発第1005007号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」により整備をすること。

別表3 (第3条関係)

施設の種類及び補助率等

(1) 施設の種類、設置者及び補助率

1 施設の種類	2 設置根拠等	3 設置者	4 補助率
(1) 障害福祉サービス事業所等 ア 障害福祉サービス事業所(療養介護を除く。)	障害者総合支援法第79条第2項	障害者総合支援法第79条第2項に基づき事業を実施する法人(社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、NPO法人又は営利法人等。以下「社会福祉法人等」という。)	3/4
イ 障害福祉サービス事業所(療養介護に限る。)	障害者総合支援法第79条第2項	社会福祉法人等	3/4
ウ 障害者支援施設	障害者総合支援法第83条第4項	地方税法(昭和25年法律第226号)第348条第2項第10の6号及び第10の7号の規定により固定資産税を課さないこととされている法人(社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人等。医療法人を除く。)	3/4

(2) 居宅介護事業所、短期入所事業所、就労定着支援事業所、自立生活援助事業所、共同生活援助事業所及び相談支援事業所	障害者総合支援法第79条第2項	社会福祉法人等	3 / 4
(3) 身体障害者社会参加支援施設	身体障害者福祉法第28条第3項	社会福祉法人	3 / 4
(4) 福祉ホーム	障害者総合支援法第79条第2項	社会福祉法人等	3 / 4
(5) 応急仮設施設	平成17年10月5日社援発第1005010号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて」	本表中の施設の種類ごとに定められている設置者	3 / 4
(6) その他施設	別途厚生労働大臣が定める基準等	社会福祉法人又は日本赤十字社	3 / 4

(2) 補助金の交付の対象としない費用

説 明
(1) 土地の買収又は整地に要する費用 (2) 職員の宿舎に要する費用 (3) その他施設整備費として適当と認められない費用

別表4 (第3条関係)

社会福祉施設等の立地に関する指導要綱第11条対象施設

区 分	施 設 の 種 別
障害者関係施設	障害者支援施設 障害福祉サービス事業所（療養介護、短期入所、

	宿泊型自立訓練、共同生活援助) 福祉ホーム 盲導犬訓練施設
--	-------------------------------

別表5 (第3条関係)

補助金の交付額の算定方法及び算定基準

(1) 補助金の交付額の算定方法

整備区分	交 付 額
<p>1 創設、増築、改築、老朽民間社会福祉施設整備及び避難スペース整備</p>	<p>ア 工事請負契約等を締結する単位ごとに、本表(2)のア第3欄に定める対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人等(営利法人を除く。))の場合は、寄付金収入額を除く。以下同じ。)を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、別表3(1)第4欄の補助率を乗じて得た額。</p> <p>イ 別表3の(1)第1欄に定める施設の種類ごとに、本表(2)のア第1欄に定める種目ごとに第2欄より算出した基準額の合計を算出し、別表3の(1)第4欄の補助率を乗じて得た額。</p> <p>ウ アまたはイにより得た額のいずれか少ない方の額の範囲内の額を交付額とする。</p> <p>エ 地域交流スペースの整備を行うときは、地域交流スペースに係る額を除いてアからウにより算定した交付額に、次の(ア)から(ウ)のうちいずれか少ない額を加えたものを交付額とする。</p> <p>(ア) 地域交流スペースに係る総事業費から地域交流スペースに係る寄付金その他の収入額を控除した額</p> <p>(イ) 地域交流スペースに係る対象経費の実支出額</p> <p>(ウ) 地域交流スペースに係る基準額</p> <p>a 防災拠点型以外の地域交流スペースの場合(bの場合を除く。)28,300千円(初度設備相当を併せて整備する場合は29,810千円)</p> <p>b 防災拠点型以外の地域交流スペースの場合で、かつ、耐震化等整備又は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)第12条若しくは日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成16年法律第27号)第11条に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合39,390千円(初度設備相当を併せて整備する場合は40,900千円)</p> <p>c 防災拠点型地域交流スペースの場合(dの場合を除く。)38,300千円(初度設備相当を併せて整備する場合は42,400千円)</p> <p>d 防災拠点型地域交流スペースの場合で、かつ、耐震化等整備又は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第12条若しくは日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第11</p>

	条に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合、54,360千円（初度設備相当を併せて整備する場合は58,460千円）
2 上記以外	<p>ア 本表（2）のイ及びウの第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と、第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>イ アにより選定された額を合算した額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表3の（1）第4欄の補助率を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。</p>

（2）補助金の交付額の算定基準

ア 創設、増築、改築、老朽民間社会福祉施設整備及び避難スペース整備  
（別表2の（1）、（2）及び（3）に掲げる施設）

1 種 目	2 基 準 額	3 対 象 経 費
本体工事費	1 施設当たり基準単価を適用する場合は、厚生労働省が別に定める1施設あたり基準単価を基準額とする。	<p>施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、中国四国厚生局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（別表3の（2）に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>

解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	厚生労働大臣が必要と認めた施設及び額とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費
--------------------	------------------------	--

イ 本表（２）のア及びウに掲げる整備以外の事業

1 種 目	2 基 準 額	3 対 象 経 費
本体工事費	大規模修繕等及びその他特別な工事費については、厚生労働大臣が必要と認めた額とする。ただし、第3欄に定める対象経費の実支出額（以下「実支出額」という。）がこれに満たないときは、実支出額とする。	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費（別表3の（2）に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。） ただし、別の負担（補助）金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
スプリンクラー設備等工事費 （既存施設）	厚生労働大臣が必要と認めた施設及び額とする。	スプリンクラー設備等に必要な工事費又は工事請負費
仮設施設整備工事費	厚生労働大臣が必要と認めた施設及び額とする。	仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

ウ その他施設

1 種 目	2 基 準 額	3 対 象 経 費
本体工事費	次に掲げる額とし、改築及び大規模修繕等の工事費については、厚生労働大臣が必要と認めた額と	施設整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費

	<p>する。</p> <p>厚生労働大臣が必要と認めた面積</p> <p>鉄筋 厚生労働大臣が必要と認めた額</p> <p>ブロック 厚生労働大臣が必要と認めた額</p> <p>木造 厚生労働大臣が必要と認めた額</p>	
<p>解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費</p>	<p>厚生労働大臣が必要と認めた施設及び額とする。</p>	<p>解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費</p>